

令和 7 年国勢調査大津市調査員事務打合せ会用説明動画制作業務公募型プロ ポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和 7 年国勢調査大津市調査員事務打合せ会用説明動画制作業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和 7 年国勢調査大津市調査員事務打合せ会用説明動画制作業務
- (2) 業務目的 本業務は、令和 7 年国勢調査の調査員が参加する説明会において使用する説明用の映像を制作することにより、同調査の円滑かつ正確な遂行を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容 別添「令和 7 年国勢調査大津市調査員事務打合せ会用説明動画制作業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」に基づく業務
- (4) 業務期間 契約締結日から令和 7 年 8 月 22 日まで

3 予算額

委託料の上限は 968,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

- 令和 7 年 4 月 21 日（月） 公募開始
- 令和 7 年 5 月 7 日（水） 質疑受付締切
- 令和 7 年 5 月 8 日（木） 参加申込にかかる提出書類受付締切
質疑に対する回答（予定）
- 令和 7 年 5 月 13 日（火） 企画提案書等の提出締切
- 令和 7 年 5 月 23 日（金） プレゼンテーション審査
※プレゼンテーション審査については、オンライン（Webex）による。
※なお、応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 令和7年度大津市競争入札参加有資格者名簿の取扱業種が「映像」で登録されている者であること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書（様式4）により、電子メールで行うこと（郵送、持参不可）。メールの件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、事業者名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信し、送信後必ず電話で送信した旨を伝えること。

(2) 期限 令和7年5月7日（水）正午まで（必着）

※期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先 大津市政策調整部市政情報課（担当：南）

電話 077-528-2714（直通）

電子メールアドレス otsul209@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法 令和7年5月8日（木）に大津市ホームページへ掲載する。（予定）

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、ア(ア)からア(ウ)までに掲げる書類にあっては正本1部を、次のイ(ア)からイ(エ)までに掲げる書類にあっては正本1部及び副本7部（当該副本には事業者名、所在地等の事業者が特定されるおそれのある記載をしないこと。）、イ(オ)は正本1部を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類

(ア) 参加申込書（様式 1）

(イ) 誓約書（様式 2）

(ウ) 会社概要（任意の様式）

・様式は任意のものとし、A 4 用紙 1 枚（両面印刷可）以内にまとめること。

・会社概要には従業員数、売上高、事業内容を必ず記載すること。

イ 企画提案に係る提出書類

(ア) 企画提案書（任意の様式）

(イ) 業務実施体制（様式 3）

(ウ) 業務実績（様式 3－2）

(エ) 業務工程表（任意の様式）

(オ) 価格見積書（任意の様式）

・価格見積書の内訳は一式計上ではなく、数量、単価を明示し、積算内容が分かるものとする。

・消費税額及び地方消費税額を含む額とし、宛名は大津市長とすること。

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込に係る提出書類

令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時まで

イ 企画提案に係る提出書類

令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

ア 持参の場合

大津市御陵町 3 番 1 号

大津市政策調整部市政情報課（大津市役所新館 7 階）

イ 郵送の場合

〒520-0037 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所内郵便局留

大津市政策調整部市政情報課 宛て

(5) 参加資格結果通知

令和 7 年 5 月 9 日（金）までに発送予定

9 企画提案書作成方法

仕様書に基づき、次の各号に掲げる項目の内容を記載した企画提案書を提出すること。

ただし、下記項目に加えて、新たな項目について提案を行うことは妨げない。

(1) 実施体制

本業務の実施体制（人数、人員配置、業務経験等）について

(2) 動画の制作

総務省統計局から提供される「調査員の手引き」及び「調査員のしごと」の内容から、本市の指定する業務箇所について分かりやすく説明するものとして、次の項目について提案すること。

ア 動画の制作方針

イ 動画の制作方法（絵コンテ等による）

(3) その他

ア 様式は任意のものとする。

イ 様式の規格はA4判、横書き、長辺綴じを原則とし、表紙を含めて20ページ以内のもの。（表紙以外にページ番号を振ること。）

ウ 表紙には「令和7年国勢調査大津市調査員事務打合せ会用説明動画制作業務」と記載するとともに、正本1部には事業者名を記載すること。（副本7部には事業者名、所在地等の事業者が特定されるおそれのある記載をしないこと。）

10 資料の貸与

(1) 貸与資料

「調査の手引き」「調査員のしごと」※令和7年国勢調査第3次試験調査時のもの。

(2) 貸出方法

冊子で必要な場合は(3)、(4)のとおり貸与する。

(3) 貸与期間

申請者のプレゼンテーション審査開始までとする。なお、プレゼンテーション審査を辞退する場合は、速やかに返却すること。

(4) 貸与方法

冊子で必要な場合は、大津市政策調整部市政情報課窓口にて貸与

※あらかじめ貸与希望日を電話にて連絡を行うこと。

11 審査方法

(1) 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等による書面審査及びプレゼンテーション審査とし、事前に定めた審査基準によりプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）が審査し、候補者及び次順位候補者を選定する。プレゼンテーション審査は以下の日程で行う。

日 時 令和7年5月23日（金）（予定）

なお、応募者が多数の場合は日程を変更する場合がある。実施時刻等その他の詳細は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

審 査 員 市職員5人

会 場 等 オンライン（Webex）による

説明時間 20分以内

質疑応答 10分程度

参加人数 3 人以内（本業務の総括責任者を含む。なお、説明者は本業務の主たる担当者とする。）

※プレゼンテーションの内容は企画提案書と同一内容とし、追加等は原則認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」に基づき審査する。各審査委員の合計点数のうち、最高点及び最低点を排除した（同一最高得点、最低点が複数あった場合は、それぞれ委員 1 人分の点数を排除する。）点数の総合計点数が最高点の者を受託候補者とする。

また、各審査委員の合計点数の 6 割を下回る提案は失格とする。さらに、提案内容・企画力評価における同一審査項目において審査員全員から最低評価を受けた場合は、失格とする。また、総合計点数が同点であった場合は、それらのうち最高得点をつけた委員が多い事業者を上位とすることとし、さらに最高点をつけた委員が同数である場合は、それらのうち委員長が上位とした事業者を第 1 順位とする。

1 2 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和 7 年 5 月 3 0 日（金）までに行う予定

1 3 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書に基づく見積書を作成し、提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第 6 項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 4 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

1 5 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成 1 4 年条例第 4 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情

報については決定後の開示とする。

1 6 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式5）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が3の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 7 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市政策調整部市政情報課

電話 077-528-2714

電子メールアドレス otsu1209@city.otsu.lg.jp

審査基準

1 書類等による審査

審査項目		評価視点
組織 評価	実施体制	① 業務の実施体制が明確に示されているか ② 効果的・効率的な業務実施体制が構築されているか ③ 本業務を確実に実行するために、業務経験が豊かで専門性の高い業務担当者が配置されているか
価格 評価	見積額	① 見積額に基づく評価。

2 企画提案書類・プロポーザルによる審査

主な評価項目		評価視点
提 案 内 容・企画 力評価	動画の制作	① 本業務の趣旨・目的等を理解しているか ② 動画の制作に係る取材の方法及び内容が妥当であるか ③ 制作方法が妥当であるか ④ 「分かりやすさ」「見やすさ」を意識した提案となっているか ⑤ 企画内容から、説明方法や画面上の表現方法が具体的にイメージできるか ⑥ 提案内容に創意工夫、独創性が認められるか
	実施スケジュール	① 具体性を有し、実現可能な作業手順やスケジュールが示されているか
	プレゼン	① 積極性、専門性 ② 資料、プレゼンテーションの分かりやすさ

※重点項目については、評価点に2又は4を乗じて得た数を得点とする。